

広島県水道広域連合企業団管理規程第40号

広島県水道広域連合企業団公舎管理規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団公舎管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公舎の管理に関する事務の取扱及び公舎の使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において「公舎」とは、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）がその事業の円滑な運営に資する目的をもって職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため設置する居住用の家屋及びその部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

2 公舎の名称、所在地その他必要事項は、企業長が別に定める。

(公舎の管理)

第3条 公舎の管理に関する事務は、本部総務課（以下「総務課」という。）において処理する。

(公舎管理事務の分掌)

第4条 公舎の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、公舎を管理する地方機関に分掌させるものとする。

- (1) 公舎の維持管理に関すること。
- (2) 公舎の入居の許可に関すること。
- (3) 第10条ただし書の規定による使用料の徴収に関すること。
- (4) 第20条の規定による使用許可の取消しに関すること。

2 公舎を管理する事務を分掌する地方機関は、企業長が別に定める。

(公舎管理員)

第5条 一団の公舎の管理に関して、必要に応じ、公舎管理員を置く。

2 公舎管理員は、その公舎に居住する者のうちから、総務課の長（前条の規定により、当該公舎の管理に関する事務を分掌させた場合は、当該地方機関の長。以下「管理機関の長」という。）が命ずる。

3 公舎管理員は、次の事務に従事する。

- (1) 共同施設の管理に関すること。
- (2) 第16条に規定する公舎のき損、滅失等の報告に関すること。
- (3) その他公舎管理員の事務として指示された事項

(使用資格)

第6条 公舎を使用することができる者は、企業団に勤務する職員に限る。ただし、企業団の事業運営上特に企業長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用申請及び許可)

第7条 公舎を使用しようとする者は、所属長を経由して別記様式第1号による公舎使用申請書を当該公舎の管理機関の長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可は、申請を行った者に対して別記様式第2号による公舎使用許可書を交付して行うものとする。

(使用申請書の効力)

第8条 管理機関の長が前条の規定により提出された使用申請書を受理した日から1年を経過する日までに、当該申請につき同条の規定による許可がないときは、当該使用申請書はその効力を失う。

(使用料)

第9条 公舎の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、月額とし、その額は、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第15条第1項に規定する国の設置する有料宿舎の使用料の算定方法に準じた方法により算定するものとし、各公舎ごとに企業長が別に定める。

3 月の途中で入居し、又は退居した場合におけるその月分の使用料の額は、日割りにより計算した額とし、その額は、使用料月額を当該月の総日数で除して得た額に当該月の公舎使用日数（入居した日又は退居した日を含む。）を乗じて計算する。

(使用料の納入)

第10条 使用料は、企業長が毎月職員の給料の支給日にその前月分を使用者の給与から控除して徴収する。ただし、給与から控除することができない使用者又は企業長が給与から控除することが適当でないとする使用者に係る使用料は、使用者が毎月末日までにその月分を企業長が発行する納入通知書により納付するものとする。

(延滞料)

第11条 使用者は、正当と認められる理由がないのに使用料の納付を延滞したときは、納期日の翌日から納付した日までの期間の日数に応じ、その延滞金につき年14.5パーセントの割合で算定した額を延滞料として納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞料の額を算定する場合において、その額に100円未満の端数が生じるとき、又はその全額が1,000円未満となるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(入居)

第12条 使用者は、公舎の使用を許可された日から10日以内に当該公舎に入居し、入居の日から3日以内に別記様式第3号による誓約書を管理機関の長に提出しなければならない。ただし、10日以内に入居できないときは、その理由を明らかにして入居の延期

を申請することができる。

- 2 管理機関の長は、前項ただし書の規定による入居の延期の申請があったときは、その理由がやむを得ないものと認めた場合に限り入居すべき日を指定してこれを許可するものとする。

(使用者の心得)

第13条 使用者は、常に火災予防等必要な注意を払い、公舎を正常な状態で維持し使用しなければならない。

(改造等の禁止)

第14条 使用者は、その使用する公舎を増築若しくは改築し、若しくはその模様替をし、又はこれに工作物を附置してはならない。ただし、企業長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により企業長の許可を受けようとする者は、別記様式第4号による現状変更許可願を提出しなければならない。

(転貸の禁止)

第15条 使用者は、その使用する公舎を住宅以外の用に供し、又はその使用する公舎の全部又は一部を他人に転貸してはならない。

(使用者の報告)

第16条 使用者は、その使用する公舎がき損し、又は滅失したときその他公舎の原形に異状を認めたときは、その旨を別記様式第5号による公舎き損（滅失）状況報告書により、遅滞なく、公舎管理員の置かれた公舎にあっては公舎管理員を経由し、その他の公舎にあっては直接、管理機関の長に報告しなければならない。

(賠償義務)

第17条 使用者は、その責に帰すべき理由により公舎を滅失し、又はき損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定による賠償金の額は、企業長が決定する。

(経費の負担)

第18条 使用者は、次に掲げる修繕費及び公舎の使用に伴う経費を負担しなければならない。

- (1) 戸、ふすま、障子その他の造作の部分的修繕に要する費用
- (2) 電気料、水道料及びガス料
- (3) 公舎に附設した消耗器材の取り替えに要する費用
- (4) 汚物、じんかい等の処理に要する費用
- (5) 前各号に定めるもののほか、もっぱら使用者の私用にかかる費用

(公舎の共同使用)

第19条 管理機関の長は、企業団の事業運営上必要であると認めるときは、使用者に対し、当該公舎を共同で使用することを命ずることができる。

(使用許可の取消)

第20条 使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は企業団の事業運営上必要があるときは、当該公舎の管理機関の長は、その使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 公舎の使用を許可された日から10日以内に（第12条第2項の規定により入居の延期の許可を受けたときは、その指定する日までとする。）入居しないとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 公舎を住宅以外の用に供し、又は転貸したとき。
- (4) 前各号のほか、この規程に違反したとき。

(退居)

第21条 使用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき又は前条の規定により使用の許可を取り消されたときは、使用者（使用者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当する時においてその者と同居していた者）は、その該当することとなった日又は使用の許可を取り消された日から20日以内に退居しなければならない。ただし20日以内に退居できないときは、その理由を明らかにして管理機関の長に退居の猶予の申請を行うことができる。

- (1) 退職したとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 配置換、転職その他の理由により当該公舎を使用する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
- 2 管理機関の長は、前項ただし書の規定による退居の猶予の申請があったときは、その理由がやむを得ないものと認めた場合に限り、その退居すべき日を定めてこれを許可するものとする。

(退居の手続)

第22条 退居しようとする者は、退居する日の5日前までに別記様式第6号による退居届を管理機関の長に提出しなければならない。

第23条 退居する者は、退居の際当該公舎の異状の有無について管理機関の長の検査を受けなければならない。

(使用者の損失)

第24条 企業団の事業運営上の必要により、使用者が公舎を共同で使用することを命令された場合又はその使用の許可を取り消された場合において当該使用者がこれによって損失を受けても、これを補償しない。

(委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、公舎管理に関し必要な事項は企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に広島県公舎管理規則（昭和34年広島県規則第32号）の規定により公舎の使用の許可を受けている者は、この規程の相当規定により公舎の使用を受けている者とみなす。

(延滞金)

- 3 当分の間、第11条第1項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

別記様式第1号（第7条関係）

公 舎 使 用 申 請 書

年 月 日

（管理機関の長） 様

所 属
職 氏 名
職 員 番 号

次の理由により公舎を使用したいので、許可してください。

- 1 理由（具体的かつ詳細に書くこと。）
- 2 現在の住所並びに自宅又は借家（間）の別及び家主の住所氏名等
- 3 入居を希望する公舎の名称、番号及び所在地

4 入居の際の同居者調

氏 名	続柄	生 年 月 日	職 業	備 考

（所属長の意見）

年 月 日

所属長職氏名

別記様式第 2 号（第 7 条関係）

公 舎 使 用 許 可 書

年 月 日

様

（管理機関の長） 印

次のとおり 年 月 日から公舎の使用を許可します。
使用については、広島県水道広域連合企業団公舎管理規程を遵守してください。

公舎の名称及び番号	
所 在 地	

別記様式第 3 号（第 12 条関係）

誓 約 書

年 月 日

（管理機関の長） 様

所 属
職 氏 名
職 員 番 号

次のとおり公舎に入居しましたが、使用については、広島県水道広域連合企業団公舎
管理規程を遵守することを誓約します。

公舎の名称及び番号	
入 居 年 月 日	

別記様式第4号（第14条関係）

現 状 変 更 許 可 願

年 月 日

（管理機関の長） 様

所 属
職 氏 名
職 員 番 号

次のとおり公舎の現状変更をしたいので、許可してください。

公舎の名称及び番号	
変更箇所及び内容	
理 由	

（注） 現状変更しようとする内容の詳細は、別紙として変更前及び変更後の状況を図面により表示すること。

公 舎 き 損（滅 失）状 況 報 告 書

年 月 日

（管理機関の長） 様

所 属
職 氏 名
職 員 番 号

次のとおり公舎をき損(滅失)しましたので、報告します。

公舎の名称及び番号	
所 在 地	
き 損（滅 失）箇 所	
き 損（滅 失）状 況	
き 損（滅失）の原因	
き 損（滅失）年月日	

（注） き損(滅失)箇所のき損(滅失)前及びき損(滅失)後の図面各 1 枚を添付すること

別記様式第 6 号（第22条関係）

退 居 届

年 月 日

（管理機関の長） 様

所 属
職 氏 名
職 員 番 号

次のとおり公舎を退居しますので、届け出ます。

公舎の名称及び番号	
退 居 年 月 日	
退 居 理 由	1 退職 2 他の公舎への転居 3 その他

（注）「退居理由」欄は、該当の事項を○で囲むこと。